

千葉県報

号外
令和6年10月18日

主要目次

条例

○ 使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

二

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

三

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

三

○ 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

四

○ 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

四

○ 千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例

六

条例のあらまし

○ 使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（条例第三十三号）（政策法務課）

一 改正の概要

1 占用の期間等が一月未満の場合又は駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合における次の使用料等については、当該使用料等のそれぞれの表に定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とすることとし、これに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二条から第四条まで関係）

(一) 海岸法に基づく海岸保全区域等占用料

(二) 河川法に基づく土地占用料

(三) 行政財産に係る行政財産使用料のうち土地使用料

(四) 国土交通省所管公共用財産に係る公共用財産使用料

(五) 千葉県漁港管理条例に基づく漁港施設占用料

(六) 千葉県港湾管理条例に基づく港湾施設用地占用料

(七) 千葉県立都市公園条例に基づく都市公園占用料又は都市公園使用料（公園施設を設置する場合に係るものに限る。）

(八) 千葉県漁港管理条例の占用料

(九) 千葉県港湾管理条例の占用料（公共空地に係るものに限る。）

2 一月を単位とする場合において、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の千葉県港湾管理条例に基づく港湾施設用地占用料は、日割計算とすることとし、これに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一・二については公布の日から、一・三については令和六年十一月一日から施行することとした。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（デジタル戦略課）

一 改正の概要

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、特定個人情報を利用することができる事務等について所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一及び別表第二関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第三十五号）（子育て支援課）

一 改正の概要

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、保育所等に配置する職員の数に関する基準の見直されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行うこととした。

(一) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(二) 認定こども園の認定の要件を定める条例

(三) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（医療整備課）

報 告 県 葉 千 号外第58号		令和6年10月18日（金曜日）	
条 例	一 改正の概要 条例の失効期日を令和七年三月三十一日から令和八年三月三十一日に延長することとした。（附則第二項関係）	使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和六年十月十八日 千葉県知事 熊谷 俊人	
	二 施行期日 公布の日から施行することとした。	千葉県条例第三十三号 使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例 （使用料及び手数料条例の一部改正）	
	○ 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（業務課）	第一条 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。	
	一 改正の概要 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。	別表第二千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）に基づくものの項の摘要第一号中「一トン」の下に「一メートル」を加え、同表千葉県港湾管理条例（昭和三十五年千葉県条例第四十五号）に基づくものの項の摘要中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、同項の摘要第十号中「摘要の九」を「前号」に、「同九」を「同号」に改め、同号を同項の摘要第十一号とし、同項の摘要中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。	
	1 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正（第一条及び第二条関係）	五 一月を単位とする場合において、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料（港湾施設用地占用料及び船舶ポートパーク使用料に限る。）は、第三号の規定にかかわらず、日割計算とする。	
	（一）水道の整備及び管理に係る行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴う所要の規定の整備	第二条 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。	
	（二）水道技術管理者の資格要件についての見直し	別表第一海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）に基づくものの項の摘要中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項の摘要に第一号として次の一号を加える。	
	2 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正（第三条及び第四条関係）	一 占用の期間が一月未満の場合における海岸保全区域等占用料については、この表に定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。	
	（一）1（一）と同様の所要の規定の整備	別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）に基づくものの項の摘要中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項の摘要に第一号として次の一号を加える。	
	（二）布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件についての見直し	一 占用の期間が一月未満の場合における土地占用料については、この表に定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。	
	3 その他所要の規定の整備	別表第一行政財産（この表において他に規定するものを除く。）の項の摘要第一号中「一月未満の」の下に「場合又は駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合における」を加え、同表国土交通省所管公共用財産の項の摘要中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項の摘要に第一号として次の一号を加える。	
	二 施行期日等	一 使用の期間が一月未満の場合における公共用財産使用料については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。	
	1 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一1（一）及び2（一）については、公布の日から施行することとした。		
	2 所要の経過措置を設けることとした。		
	○ 千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（経営支援課）		
	一 改正の概要 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）		
	二 施行期日 公布の日から施行することとした。		

別表第二千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）に基づくものの項 漁港施設使用料の目中「二十二円（使用期間が一月以上の使用料については、二十円）」を「二十円」に、「四十四円（使用期間が一月以上の使用料については、四十円）」を「四十円」に改め、同項の摘要中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項の摘要に第一号として次の一号を加える。 一 使用期間又は占用期間が一月未満の場合における漁港施設使用料（泊地に係るものに限る。）又は漁港施設占用料については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。 別表第二千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）に基づくものの項の摘要中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項の摘要第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項の摘要第六号とし、同項の摘要中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 使用期間が一月未満の場合における港湾施設用地占用料については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。 別表第二千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づくものの項の摘要中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項の摘要に第一号として次の一号を加える。 一 占用又は設置の期間が一月未満の場合における都市公園占用料又は都市公園使用料（公園施設を設置する場合に係るものに限る。）については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。 （千葉県漁港管理条例の一部改正） 第三条 千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。 別表の備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。 一 占用の期間が一月未満の場合における占用料については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。 （千葉県港湾管理条例の一部改正） 第四条 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。 別表第一の備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。 一 占用の期間が一月未満の場合における占用料（公共空地に係るものに限る。）については、この表の定めるところにより算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。	
附 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中使用料及び手数料条例別表第二千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）に基づくものの項の改正規定は公布の日から、同条中同表千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）に基づくものの項の改正規定は令和六年十一月一日から施行する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和六年十月十八日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県条例第三十四号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。 別表第一第一号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。 別表第二第二号及び第三号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和六年十月十八日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県条例第三十五号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） 第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。 第四十七条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。 （認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正） 第二条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年千葉県条例第六十四号）の	

一部を次のように改正する。

別表職員配置の項基準の欄第一号中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表中「三十人」を「二十五人」に、「二十人」を「十五人」に改める。

第十四条第一項の表第十三条の項を次のように改める。

第十三条		利用者に対する支援の提供
第一項		園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
及び		並びに

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の幼保連携型

認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十六号

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十七号

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

（県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第一条 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二条 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条中「法、」を「法及び」に改め、「及び水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）」を削る。

第三条第一項第一号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「二年」を「三年」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削

り、同項第八号中「第一号、第三号又は第四号」を「前各号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「第三号に」を「第二号に」に、「第四号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第九号を第五号とし、第十号から第十二号までを削り、同項に次の一号を加える。 六 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者 第三条第二項を次のように改める。 2 一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道についての前項の規定の適用については、同項第一号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、同項第三号中「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第四号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。 附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。 （県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）	道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 第四条第三号の次に次の一号を加える。 四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 第四条第八号を次のように改める。 八 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者 第五条第一号を次のように改める。 一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 第五条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号を次のように改める。 四 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者 第五条第五号及び第六号を削る。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正に伴う経過措置
--	--

置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第十二号に規定する講習の課程を修了している者については、令和七年三月三十一日までの間は、改正後の県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第十二号に規定する者とみなす。

（県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第五条第六号に規定する講習の課程を修了している者については、令和七年三月三十一日までの間は、改正後の県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第五条第六号に規定する者とみなす。

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十八号

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例（昭和四十一年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三（二二三）二六五八